

専門教育科目

講義科目

基本/OCR

授業科目名	憲法（行政書士）	科目コード	配当年次	単位
担当教員	若林 芳勝	HA65	1	2

科目の概要

憲法は、同じ成文法の民法や商法などと異なり、「国の最高法規」という位置づけがなされている。本科目では、以下の項目について、意味を考え理解を深めながら学習する。①日本国憲法の成立過程、そして憲法を貫く基本原理、これを示した前文の内容、②基本原理のうちの「基本的人権の尊重」を具体的に示した各人権、③国民の人権を保障する任務を担う統治機構（国会、内閣、裁判所）の、それぞれの機能と相互関係、④日本国憲法の3つの原理のうちの平和主義（9条中心）。

科目の到達目標

- ①各人権について、代表的な最高裁判例の考え方を説明できる。
- ②統治機構について構造的に理解し、条文に沿った正確な制度の説明ができる。

テキスト

『憲法・基礎法学 基本テキスト』TAC行政書士講座（編）
『憲法・基礎法学 過去問集』TAC行政書士講座（編）、TAC

テキストの読み方

- ①三大原理、最高法規性といったキーワードを軸として、憲法の全体構造を理解する。
- ②前提たる人権の共有主体の問題のほか、誤用されがちな「公共の福祉」原理を正確に理解する。
- ③三権分立の原理から、違憲立法審査権等の相互チェック機能を理解する。
- ④平和主義は、第9条の解釈について、緻密な解釈がなされていることに十分留意し、その立場の違いを理解する。

単位修得の方法

レポート課題を提出し、60点以上であれば合格となり、科目修得試験を受験できる。科目修得試験の得点が60点以上であれば合格となり、評価が確定し、2単位を修得できる。